

(株)ぎふ建築住宅センターでは、

# 事前審査サービスを行なっています。



事前審査サービスは、建築確認申請、フラット35設計検査申請、設計住宅性能評価申請、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼の本申請の前に、事前に関係法令等について審査を行うものです。

## 事前審査は、電子メールで承ります。

(事前の登録などは不要ですので、いつでもご利用いただけます。)

アドレス [jizen@gifu-k-center.co.jp](mailto:jizen@gifu-k-center.co.jp)

○事前審査は、書面で行う本申請と同様の審査を行います。

### ・事前審査のメリット・

- ・事前審査は、電子メールを活用して行いますので、来社せずお客様の事務所で対応することができます。
- ・事前審査を行い補正事項の修正を行った後の本申請は、補正事項の確認のみになりますので、審査時間の短縮になります。

## ●事前審査のフロー

### 事前審査申請者

#### PDFファイルの作成

- 事前審査申込書
- 関係図書

全てA4又はA3の  
PDFファイル

- 補正事項がある場合は  
本申請の関係図書を、  
修正する。

(株)ぎふ建築住宅  
センター

Eメール

事前審査の申込み

審査結果のメール

書面による

本申請

書面

確認済証等

(本社)  
事前審査

(お近くの)  
事務所  
照合

### 電子メールによる事前審査の申込方法

- Step1 当社ホームページの右上の事前審査・建築相談の枠をクリックします。
- Step2 事前審査をクリックすると事前審査申込書がありますので、当該申込書をダウンロードして必要事項を記入します。
- Step3 事前審査申込書と申請関係図書をPDF添付ファイルにして、当社の事前審査アドレス [jizen@gifu-k-center.co.jp](mailto:jizen@gifu-k-center.co.jp) にメール送信します。
- Step4 当社から、審査結果書がメールで届きます。
- Step5 審査結果書に補正事項がありましたら、本申請の関係図書を修正します。  
(関係図書の修正後の確認を希望される方は、修正後の関係図書を再度メール送信します。当社からの補正事項を確認し、その結果をメールさせていただきます。)
- Step6 近くの当社事務所に、本申請(書面)をします。

●当分の間、事前審査は、本社で扱います。

●本申請は、次に掲げる本社、各支社又は出張所へ申請してください。

#### 本 社

〒500-8382  
岐阜市数田東1丁目2番2号  
(建設会館4階)

TEL058-275-9033  
FAX058-275-9055

#### 中濃支社

〒505-0046  
美濃加茂市西町7丁目18番地

TEL0574-24-7113  
FAX0574-24-1922

#### 東濃支社

〒507-0053  
多治見市荻松町1丁目12番地5

TEL0572-24-6375  
FAX0572-24-6471

#### 飛騨出張所

〒506-0045  
高山市赤保木町1104番地

TEL0577-34-0253  
FAX0577-34-0283